

平成23年8月31日

於：農林水産省4階「第2特別会議室」

水産政策審議会 第34回企画部会議事録

水 産 庁

水産政策審議会第34回企画部会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成23年 8月31日 午後 1時28分

閉会 平成23年 8月31日 午後 4時07分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員	来生 新	武田 三花	寺島 英弥	長屋 信博
	馬場 治	原 一郎	山下 東子	
特別委員	角 好美	須能 邦雄	高橋 健二	野崎 哲
	濱田 武士	安成 椰子	山下 裕子	渡邊 朝生

3 水産庁側出席者

宮原水産庁次長	柄澤漁政部長	橋本漁港漁場整備部長	橋本企画課長
保科水産業体質強化推進室長	丹羽管理課長	長谷沿岸沖合課長	
矢吹遊漁・海面利用室長	漆原国際課長	内海漁場資源課長	
遠藤生態系保全室長	宇賀神計画課長	高吉整備課長	

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1. 開	会	1
2. 議	事	2
(協議事項)			
	次期水産基本計画の検討について	3
	東日本大震災からの復興	3
	新たな資源管理体制の下での水産資源管理の強化	2 2
	平成23年度水産白書の作成方針等について	4 4
	(その他)	4 6
3. 閉	会	4 7

○企画課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「水産政策審議会」第34回企画部会を開催いたします。私は事務局を務めます水産庁企画課長の橋本でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、委員の出席状況について御報告申し上げます。水産審議会令第8条第3項において準用する同条第1項の規定により、企画部会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員8名中7名の方が御出席されておられまして、定足数を満たしております。ということで、本日の企画部会は成立いたしております。

また、特別委員は10名中8名の方が出席されておられます。

今回の企画部会は水産政策審議会委員改選後、2回目の開催となります。前回、御欠席でした山下特別委員が本日御出席されておりますので、御紹介させていただきます。山下裕子特別委員でございます。

なお、本日は木場弘子委員、安部敏男特別委員、馬場元朝特別委員のお三方が御欠席ということでございます。

本会議は公開されておられまして、傍聴者もお見えになっております。また、議事録につきましてもすべて公表することになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして水産庁次長の宮原からごあいさつ申し上げます。

○水産庁次長 こんにちは。水産庁の宮原でございます。第34回水産政策審議会企画部会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様におかれましては、まず御多忙のところ今日は御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

前回の8月3日の水産政策審議会で、農林水産大臣から会長あてに、水産基本計画の変更につきまして諮問をさせていただきました。本日はこの基本計画の最初の検討会、第1回目といたしまして、東日本大震災からの復興、新たな体制の下での水産資源管理の強化という、この2点について御審議いただくことになっております。

3月11日の東日本大震災によりまして、多くの人命が奪われるとともに、我が国の漁業の大変主要な生産拠点が甚大な被害を受けることになりました。この被災地の水産業の復興が、水産基本法が定める水産政策の理念であります。水産物の安定供給、水産の健全な発展を実現するため、大変不可欠なものと考えております。

こうした水産業の着実な発展、日本沿岸の豊かな資源を持続的に利用するといった未来を確かなものにするため、この基本計画というものがありますので、是非今日は熱心な御

討論をいただきたいと思います。

本日は23年度の水産白書の作成の方針についても御審議いただくことになっていて、このこともよろしくお願ひいたします。

以上、簡単ではございますが、ごあいさつといたします。よろしくお願ひします。

○企画課長 どうもありがとうございました。

撮影はここまでにしてください。

本企画部会では、委員の方々の間での積極的な御議論を中心に進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

では、議事に先立ちまして配付資料の確認をさせていただきます。

お手元に議事次第と配付資料一覧。

資料1「企画部会委員名簿」。

基本計画関係資料として、資料2-1につきましては①～④までございます。

資料2-2「新たな資源管理体制の下での水産資源管理の強化」。

水産白書の関係として資料3がございます。

御参考資料として、前回の企画部会の資料も併せて配付させていただいております。前回の会議の資料につきましては、会議終了後にそのまま机に置いておいていただければ、今回の資料も追加した形で、委員ごとに次回以降の会議でも引き続き座席に配付させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

もし万が一お手元に資料がない場合には、事務局の方にお申し出いただければすぐお配りいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、山下部会長、これからの議事進行をお願ひ申し上げます。

○山下部会長 皆さんこんにちは。今日はお忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。

先ほど次長からも説明をいただきましたように、委員の改選後、今回が2回目の企画部会となりますが、本格的な審議は今日から始まると思っております。これから約半年間、今年の水産基本計画関係の審議がございまして、割と頻りに皆様にお目にかかり、お互い顔を合わせる機会があるかと存じますけれども、今年は特別なのだとお考ひいただいて、是非御協力をいただきたいと思ひます。

それでは、議事に入ります。本日の議題は次期水産基本計画作成に向けた検討について。

平成23年度水産白書の作成方針についての2つでございます。

それでは、次期水産基本計画作成に向けた検討について審議をいたします。

前回お諮りいたしましたように、企画部会では次期水産基本計画の策定に向けて、各回ごとにテーマを決めて審議を行うことになっております。大体毎回2テーマずつという段取りになるかと存じますけれども、本日のテーマは東日本大震災からの復興と、新たな資源管理体制の下での水産資源管理の強化でございます。それぞれ質疑応答を含めて1時間ずつくらい時間を見ております。1 + 1 = 2ですので、2時間をもしかして超えるかもしれませんが、そのようなおつもりでお願いできればと思います。

まず、東日本大震災からの復興について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○企画課長 それでは、資料の御説明をさせていただきます。水産復興マスタープランについてでございます。

資料2-1-①～④でございますが、水産復興マスタープランについて資料の内容の御説明の前に、このプランの位置づけについて一言触れたいと思っております。

水産復興マスタープランは、政府の東日本大震災復興構想会議から6月25日に復興への提言というものが出されましたけれども、その提言を踏まえまして、いち早く水産分野の復興に向けた取り組み方針として、水産庁が6月28日に策定したものでございます。その本体が資料2-1-②でございます。

政府全体としましては、東日本復興対策本部におきまして復興構想会議の提言を踏まえまして、7月29日に復興の基本方針を策定したところでございまして、水産関係の抜粋を資料2-1-③でお配りいたしております。いずれにせよ、提言を受けて策定したものであり、基本的な内容、すなわち水産関係につきましては水産マスタープランの主たる内容が盛り込まれているものでございます。

なお、御参考でお配りさせていただいておりますけれども、8月26日になりまして復興に向けた事業計画と工程表というものが策定されておりますので、資料2-1-④としてお配りさせていただいております。

それでは、水産復興マスタープランの概要につきまして、資料2-1-①に沿って御説明を申し上げます。

策定の趣旨でございますけれども、東日本大震災による水産関係の被害はもう皆さん御存じのとおり、かつて経験したことのない規模であったということでございまして、最初のページに6月末に策定した時点の数字として、1兆円を超える被害額と記述されてお

ます。8月29日の時点では1兆2,400億円を超える被害となっております。特に岩手、宮城、福島の3県ほぼ全域で壊滅的な被害を受けている状況でございます。

被災地の水産業の早期復興は地域経済や生活基盤の復興に直結するというだけでなく、国民に対しての水産物の安定供給についても重要な課題でございます。このため、復興構想会議の提言を踏まえまして、冒頭申し上げたとおり、水産分野の復興に向けた取り組み方針として、このプランを策定したということで、現在、当然このマスタープランを踏まえて復旧・復興に取り組んでいるところでございますけれども、本日の御説明は基本的には策定時の考え方を中心に御説明させていただきたいと思っております。

マスタープランのポイントでございます。最初のページの赤枠でございますとおり、復興に向けての基本的な考え方というところで、復興に当たっての基本理念、地元の意向を踏まえて復興を推進する。被災地域における水産資源をフル活用する等々をお示ししますとともに、2枚目にお示ししておりますとおり、漁港、漁場、漁船、養殖、水産加工・流通など、水産を構成する各分野の総合的、一体的な復興を推進する。こういうことでなければいけないということで、復興の基本方向を明らかにしております。

次に、分野別の復興方針というところで、その分野の被災状況と課題、それ以外の対応の方向をお示ししております。

次のページをお開きください。まず最初に漁港でございます。被災状況と課題でございますけれども、7道県の319漁港に大きな被害が発生し、何と言っても水産業の基盤施設であります漁港の復興が重要ということでございまして、対応の方向としては漁港間で機能分担を図りつつ、地域一体として必要な機能を早期に確保するというところで、その際、全国的な拠点漁港や地域の水産業の拠点となる漁港から事業に着手する。その他の漁港については地元漁業者の意向等を考慮しつつ、進めていくということでございます。

漁場・資源についてでございますけれども、同じページの右側でございます。瓦れきの大量流出で漁場や藻場・干潟に大きな被害が発生したということでございまして、対応の方向といたしましては、早期に漁業再開が可能な漁場などを優先して瓦れきの撤去を推進する。より広域の漁場においても、大型の漂流物や操業中に回収した瓦れきの処理等を推進する。被災した沿岸漁場や藻場・干潟等の環境調査も、継続的に推進していくということでございます。

3番目は漁船・漁業管理についてでございます。2万1,000隻を超える漁船や漁具に大きな被害が発生している。まさに生産基盤であります漁船勢力の早期再建がとにかく重要

であるということでございます。

対応の方向としましては、この機会に省エネ、小コスト型の漁船の導入等による漁船・船団の近代化・合理化を推進する。併せて燃油価格の高騰等の課題にも対処するというところでございます。

4番目は養殖・栽培漁業についてでございます。養殖施設や養殖物に対して約1,300億円の被害が発生しているということでございます。養殖生産、種苗生産・放流の早期再開が重要ということございまして、対応の方向といたしましては、収入が得られるまでに一定の期間を要する養殖経営の特性を踏まえまして、例えば利用可能な漁場から養殖生産を早期再開するなどの対策を推進するというところでございます。

さけ・ます等につきましては、来年春のさけ・ますの種苗放流を可能にするために、早期に仮設の種苗生産施設を設置するなど、種苗生産、放流体制を再構築していくということでございます。

水産加工・流通でございますが、市場・荷さばき所、加工施設等に大きな被害が生じております。漁業生産の復興と一体的な取組みの推進が重要ということございまして、対応の方向といたしましては、仮設施設や共同利用施設の整備等によりまして、水産流通加工の早期復旧を支援。また、地域の状況等に応じて水産加工・流通業の集積化・団地化、漁業者との連携・協力による施設整備あるいは事業協同組合の設立を通じた施設整備などによる本格復興を推進していくということでございます。

漁業経営についてでございます。被災状況と課題でございますけれども、多くの被災漁業者がいるということですが、漁業経営の再開を多くの方が希望しておられるということでございます。また、地域漁業の担い手として発展することが重要ということでございます。対応の方向としましては、地域の雇用の機会の確保ということで、瓦れきの撤去等の漁場再生に漁業者が参画する仕組みを継続する。新たな形態の形成・発展支援の1つとしてですけれども、地元漁業者と技術・ノウハウや資本を有する民間企業との連携に向けた仲介・マッチングを推進する。必要な地域では地元漁業者が主体となった法人が漁協に劣後しないで、漁業権を取得できる取組みを具体化することで整理しております。

漁協についてでございますけれども、そもそも漁協の施設等も被害を受けている。あるいは貸付対象の漁業者も被災しているということで、地域の漁業を支える漁協組織の回復が重要であるということでございます。対応の方向といたしましては、漁協系統組織が引き続き地域の漁業を支える役割を果たせるような、組織・事業の再編整備を支援していく

ということでございます。

同じページの右側でございますけれども、漁村についてでございます。特に3県の多くの漁村で壊滅的な被害が発生しているということで、対応方針としては地元漁民の意向を尊重しつつ、漁村の復興推進ということに尽きると思います。

今回の震災での特殊なことでございますけれども、原子力発電所事故というものが併せて生じてしまいました。原発事故に伴いまして、操業自粛や風評被害等が発生しているということでございます。対応の方向としましては水産物の安全性に係る不安の解消が喫緊の課題ですので、放射性物質の検査等がきちんと継続されるよう、国の取り決めに強化するとともに、特に情報が少ないであろう海外についてですけれども、食品の安全性に関する情報を海外に向けて的確に発信していくことの方針を示しております。

原子力損害賠償の関係ですけれども、紛争審査会というものが設置されまして、その指針等に基づきまして早期に賠償されるよう適切に働きかけるということございまして、実際に東電あるいは関係団体との間での話し合いの場を設置するとか、指針についてきちんと盛り込んでいただくべきところを盛り込んでいただいているという形になっております。

以上、水産復興マスタープランの概要を、簡単ではございますけれども、御説明申し上げます。

○山下部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明がありました東日本大震災からの復興について、皆様の御意見や御質問などをいただきたいと思います。時間の目途としては14時半ころまでと考えておりますので、たっぷり時間もございますので、よろしくお願いいたします。

それから、委員改選後間もない委員会でございまして、初めての委員さんなどもいらっしゃるかと思います。もし用語とかコンセプトなどわかりにくいような点がございましたら、それも併せてこの機会にお尋ねあるいは御意見などいただければと思います。

どの場所からでも結構ということですので、今のマスタープランの概要の中で何ページとか、何番とおっしゃっていただいております。あるいはマスタープラン全体の本文の方でも結構かと思います。いかがでしょうか。

○寺島委員 20ページ「6. 漁業経営」(1)で、多くの漁業経営の再開を希望という一節がありますが、これは具体的に意向調査などを行ったものなのでしょうか。

○山下部会長 これは事務局の方からお答えいただけますか。

○沿岸沖合課長 被災地で網羅的にこういうものがなされているわけではないんですけれども、寺島委員よく御存じのJF宮城の組合員調査で、震災後、割と早い時期だったと思いますが、準組合員も含めて約6割の組合員が継続を希望している。生産金額ベースでいくと8割ぐらいだったと思いますが、そういったデータを基にした記述でございます。

○山下部会長 よろしいですか。

それでは、ほかにはいかがですか。馬場委員、どうぞ。

○馬場委員 このマスタープランそのものは公表されているわけですね。これで今ここで審議するというのは、どういう趣旨のことなのか。

質問したかったのは、マスタープランが出て、もう補正予算がついて動き始めているわけなんですけれども、調査をしていますと実は非常に大きな問題に現地が直面してしまっていて、船も養殖施設もすぐにはできないわけです。当面の生活資金のつなぎとして瓦れき処理等に出ているわけなんですけれども、これが工程表ですと、はっきりと読み取りづらいんですが、23年度末まで。

先週と、今日もちょっと聞いた話なんですけれども、ある漁協の話で、船を100隻発注したそうなんですけど、今、来ているのは7隻だけで、100隻が全部そろえるのは25年3月末だと言われたということで、7隻ではいかに協業をやろうとしてもほとんどできない。養殖施設も資材が順調に入ってこなくて、更に海苔養殖の全自動乾燥器は発注なものですから今年度はあきらめていて、来年度の海苔漁期に協業をやる。今年度は残っている人の機械を修理しながら、それを使い回すということだそうです。

1つ質問は、船の発注がヤマハ1社になっているんですか。その辺り存じ上げないんですけれども、緊急を要する事態で、先ほどの寺島委員からもありますように、漁業者はやりたくても、協業でも乗り切りたいのに、それもできない状況で、仮に1年間創業できないと、やるつもりのある人も撤退してってしまうのではないかと。そうすると、船ができ上がったときには使う人はいなくなっている可能性もあるという意味で、船のことは緊急に何か対応できないか。

これは具体的な提案なんですけれども、アルミ船の船外機であれば相当早くできる。これはある協同組合なんですけど、アルミ船の業者を中心とした金属機械の協同組合の方たちが、意向を受けて提案しているそうなんです。一定の数がそろえばコストも一応多少は高くなりますけれども、年間1,000隻はできるということをおっしゃっていて、そういうものを希望する漁村、地域があるのであれば、もう発注はしているんだが、それを何とか

柔軟に対応できないのかということをおっしゃっていて、これは実態の話なんですけれども、その辺り御意見を。

○山下部会長 これもお答えをお願いします。

○沿岸沖合課長 沿岸沖合課長です。

1次補正予算で漁船の復旧ということで、共同利用の形での復旧ということでやっておりますけれども、事業の形態として漁船メーカーについてどこかに特定しているということでは一切ありませんので、どこか早く供給してもらえるところがあるのであれば、それを活用してもらえる仕組みにはなっているということです。

ただし、現状として一番多く数的に支配している和船タイプなんですけれども、この供給能力としては先生が言われたようなことで、ヤマハが圧倒的な供給力を持っているということで、全漁連さんにも一緒になって入ってもらっていますけれども、ヤマハだけということでは必ずしもないんですが、メーカーサイドには増産体制をお願いして、現実に従来と比べると1けた上の増産体制をとってもらって、現在建造中ということがございますけれども、それにしても圧倒的に必要とする隻数に対する供給力としては不足しているので、先生が言われたような形で時間がかかっている。ただ、一生懸命増産し、順次供給していくということで、今、進めているところでございます。

○漁政部長 馬場委員から、既に発表した復興プランを説明した趣旨はどういうことかということがありましたので、一言補足させていただきたいと思うんですが、これは勿論、今、御議論いただいていることは来年4月以降、5年間にわたる水産政策の基本となる基本計画の御議論だということで、勿論この震災の影響というのは、政府全体でも5年あるいは10年かけて復興していくということでございますので、当然この時期の5年間の基本計画の期間は、復興ということが水産政策の相当のメインになるということで、基本計画にも当然そういう記述が必要になるということで冒頭今日御説明したわけでありまして。

今日御説明したのは既に公表しているものでございますが、水産庁が6月28日に発表したもの。政府全体として7月29日に閣議決定した基本方針。それから、今週でございますけれども、工程表ということで政府としての考え方が示されておりますので、それを御参考までに御説明しておりますが、これを踏まえまして先生方に来年4月以降の5年間の大きな意味での復興の考え方を御議論いただきたいということでございます。

とは言え、当然今、御質問がありましたように、今、足元で今日明日起こっていることについて御議論いただいても結構ですし、お尋ねがあれば今のようにお答えするというこ

とでございます。

○山下部会長 よろしいでしょうか。まだありますか。

○馬場委員 船がメーカーを特定せずにできるということですが、これはその県の事情かもしれませんが、県からは発注したものについては動かさないと言われた。それでいくと25年3月末まで待たないとそろわないということで、そうなると当然生産体制も当初想定したものには追いつかないので、瓦れき処理なり何なりつなぎの生活資金の対応が改めて必要になるのではないかと。

例えば瓦れき処理が23年度末まで、あるいは漁場調査は24年度末と出ていますけれども、その辺りはどういう対応をされるのか、あるいは可能なのかという点で、もしお聞かせ願えればと思います。

○山下部会長 お願いします。

○沿岸沖合課長 先ほど申し上げたとおり、今、一生懸命つくっておりますので、できたものから順次提供し、立ち上がっていただくということですが、その間のつなぎのための日銭に関して言えば、今は瓦れき処理で日当をお支払いするという対応しておりますけれども、そういったことを今後も組み合わせながら、続けながら何とかうまくソフトランディングといいたいでしょうか、つながっていくようにということで考えていきたいと思っております。

一旦発注したもの云々というところになりますと、民民の契約行為の話になってくると思いますので、この場で余りとやかく言わない方がいいのかなということでございます。よろしく申し上げます。

○山下部会長 よろしいですか。

先ほど濱田特別委員から手が挙がっていたので、濱田特別委員、須能特別委員でお願いします。

○濱田特別委員 今の議論に関連するところだけの方がいいでしょうか。ほかのもあるんですけども。

○山下部会長 両方を手短にお話いただけますでしょうか。

○濱田特別委員 わかりました。

1つは今の話の続きです。私も現地調査を行ってきました。現地では、瓦れき処理が終わりそうだ。船はまだ来ない。だから仕事がない状況がもうすぐ来そうだという地域があります。船がそろそろまで協業化もできないですし、瓦れき撤去が終われば収入源がなくな

るといふ話です。このことを認識していただきたいと思ひます。

もう一つは加工関係でございます。マスタープランの 17 ページに水産加工施設被害状況が出ています。被害額ということでは漁業関連あるいは協同組合関連の施設、漁港は被害額が出されてはいますが、水産加工業界、いわゆる市場の背後の事業者さんの被害額が明らかになっていないのではないかとこのところでございます。

政策を打つ場合に一定の被害額がしっかり出ていないと、予算の想定も難しいと思ひます。その辺をまず明らかにしていただきたい。関連産業ですからどこまでを水産加工業と見るかというのも非常に難し問題もありますが、できるだけ水産加工業界の被害額を出していただきたいです。気仙沼とか石巻では、1000 億円とか 1,600 億円という数値を内々では聞きます。公式発表が必要ではないでしょうか。

それと関連して、2次補正予算で今、水産業共同利用施設復旧支援事業があります。水産加工協など協同組合の中でまとまって共同利用施設を使いなさいという内容になっております。このままの理解だと、非常に使う難しさがあります。同じ地区の同じ水産加工協でも、さまざまなタイプの加工業者がいます。例えば、必ずしも組合員の皆さんが凍結庫を使っているわけではないので、共同利用施設として合意が得られないという問題があるのです。

それに併せて、事業協同組合の設立などを通して新たな共同利用施設を、という読み取れる内容が 18 ページに書いてはありますが、これは実情を踏まえた現実的なやり方としてよく考えられたなと思ひます。水産庁はよく知恵を絞ったなという感覚があるんですが、県行政があまりこのことをよく思っていないという問題があるのです。要するに県は新規の事業協同組合の交付は認めたくないというのです。既存の協同組合を優先したいというのです。この話は、私がたまたま仕事で関わっているところでの話でございますし、まだ表面化はしていないんですけれども、県の対応は必ずしも水産庁の意図を酌んでいないという状況でございます。

国の対応と県の対応がずれていると、せっかくの施策が使われない。パンフレットなどの文面をうまく読み取ることが難しい中で、事業者にうまく利用してもらうのに、いろんなところで苦労があるように思えます。現地に政府の方々も人員を割くことができないという問題があると思ひます。東北には漁業調整事務所しかないですし、農政局のような人員配置にもなっていないという問題があります。せっかくの施策も、以上のような施策利用の面で難点があるのではないかとこの現時点の 2次補正の状況を是非よく考慮いた

きたい。

もう一つはすでに要望が上っていると思いますけれども、3次補正に向けてできる限り事業者に使え勝手のいい、そういった施策を考えていただきたいということでございます。

済みません、ちょっと長くなりました。

○山下部会長 次長からお答えがあるようです。

○水産庁次長 御意見大変ありがとうございます。

御指摘の点については、一々答えていると陳情と水産庁側の答弁みたいになってしまうと、来年4月からの基本計画の議論になかなかつながらない部分があるので、御指摘の点については我々も地方に職員を出すのを、またこれから秋から更に強めますので、そういう状況で拾いながらやっていきますので、御指摘の点はちゃんとテイクノートして対応するというので、一々は答えないということで御理解いただければと思います。

それで是非、いろんな御意見を賜りたい。別に御意見を出すのを抑える意味ではなくて、そういう答え方をするのを御容赦いただきたいということでございます。

○山下部会長 須能特別委員、どうぞ。

○須能特別委員 資料2-1-②の3ページです。これは宮城県の村井知事が特区宣言した話ですが、私は地元で提案しているんですけれども、妥協案として2行目辺りのマッチングの推進というところに調整機関を設置して、従来からあるかもしれませんが、調整機関の議を経て、必要な地域では地元漁業者が主体となった法人が漁協に劣後しないで云々という形で、あくまでそういう調整機関を入れることが必要なことだと思いますので、ここに文章上入れる入れないはいつでもいいんですけれども、思想としてあくまで当事者の漁協と関係者ではなくて、第三機関がきちんと市民にもわからせるような、開かれた形にすることがいいのではないかと。このように提言したいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

高橋特別委員、どうぞ。

○高橋特別委員 11ページ(4)①の内容を教えてくださいなんですが、この文面をこのまま読んでいくと、復興計画であるべきはずのものが資源管理の問題が全面に出てきている。私は今回の震災で廃業するか、ないしは許可を継承する者はいない。これが前面に出てきて、それで一斉更新で減らしていくんだととらえたんですが、今、言うように資源の問題が頭に出てくるわけですから、資源問題が最初なのか、それとも被災が最初なのか、この辺どのように理解をしていいのか教えてくださいたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

先ほど次長から、話をまずはお伺いしようという提案がありましたので、今、お答えいただくというのは保留していただきたいんですけれども、私自身も同じことを後で質問がなければ質問をしようと思っていたのが、資料2-1-①の4ページ目で多分同じところなんですけれども、やはり許可隻数の削減をここに入れるのかどこに入れるのかという意味です。東日本大震災の復興マスタープランにこれを入れるのかどうかということには私も質問をしようと思っていたので、この機会に同じことですので質問させていただきました。

長屋委員、どうぞ。

○長屋委員 先ほど須能特別委員から出されました特区の問題でございます。私どもも既に特区の問題につきましては、7月6日に組織としての見解を公表させていただいておりますので、これについては十分水産庁の方も御認識をいただいているものだと思っております。

私もこのマスタープランに基づいて今後いろいろ政策を打っていく。その中でもこのような考え方が示されているところがございますから、ここで申し上げたいのは、やはり特区制度の運用の中で、ここがこれまで行ってきました漁業権の管理についての漁協の機能を壊していくことにつながらないように、また、漁業者が一体となって復興に取り組んでいかなければならない今、これをまた遅らせるようなものが進められるということであれば、私どもとしては組織として断固たる対応をとっていかなければならないと思っておりますので、是非そういうことにならないような取組みをお願いしたいと思っております。

もう一点、これはお願いでございます。水産庁におかれましては復興に向けての1次補正の対応であるとか、またはこのマスタープランを示していただいて、復興に向けて相当対応をしっかりとやっただけにしていることについては、感謝を申し上げたいと思っております。被災県、特に岩手県、宮城県の沿岸漁業においては、特に養殖業が非常に重要な位置を占めているわけがございます。そういった意味で、この中でも養殖栽培漁業についての記述があるところがございます。

1次補正、2次補正で海の中の施設に対する支援であるとか、陸上施設、加工施設等に対する支援を講じていただいたところがございますが、ここでも書いておられるような、やはりカキであるとかホタテであるとか、2年、3年収入がない時代をどうこれに乗り越えていくかということについての支援策を、早く3次補正の中で実現をしていただいて、漁業者の方に示していただきたい。そのことが先ほど寺島委員が言われた、まだま

だ漁業者の段階では漁業を継続していけるかいけないかということで、逡巡をしている方々がまだまだたくさんいらっしゃるんだと思います。早くそういう政策を示すことによって、より多くの方々がこの漁業の継続をしていただけるような支援を、是非お願いしたいということでございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

来生委員、どうぞ。

○来生委員 漁業はほとんど素人なんで、基本的なことを教えていただきたいんですけども、資料2-1-①の「3. 漁船・漁業管理」で共同利用漁船の導入ということが出てまいります。ほかのところにも出てくるんですが、これをどういう手法でやろうとしているのかということを知りたい。

つまり、多分漁業をやっておられる方の所有財産ですから、補助金か何かを出すんだと思うんですけども、共同したいと漁業をやっておられる方がそういう合意をしないと、共同の利用漁船というのはできないのではないかなと思うんですが、その合意形成みたいなものをそもそもどうやろうとしておられるのか。漁業をやっておられる方が進んで共同したいと言っている状況なのか、それとも自分の単独のものを持ちたいということでやっているのを、ある政策的な手法で共同させようとしているのか。

そもそも補助金かどうかよくわからないんですけども、政府がどういうことで援助をしようとしているのか。今度の大震災で多分、漁業をやっておられる方のほとんどは貴重な資産をみんな失って、信用力がなくなっていると思うんです。信用力がなくなっていて船を買うというときに、だれがカバーをしようとするのか。

それとの関係で「7. 漁協」で信漁連との健全性の確保ということがあって、多分信漁連等が信用保証をすとか、融資をすることになるのかもしれないんですけども、前から農協にしても漁協にしても、特に金融活動の面について必ずしも経営がよくないという話も漏れ聞いておりますので、そうすると、そういう金融機関自体が経営基盤がぜい弱なところに今度のような状況で、それこそまくいけば返してもらえるけれども、リスクも相当大きいと思われるんですが、そういうことがどういうふうに評価されているのか。

それとの関係でいろいろ言うんですけども、漁業経営のところでは先ほど来お話が出ているマッチングとか、必要な地域では地元漁業者が主体となった法人がというところがありますけれども、漁業に余り詳しくない素人の一般的な判断から言うと、地元で資本がないんだから、地元ではないところから投資を求めの方が合理的ではないかという気がして、

しかも地元で漁業協同組合が信用付与の能力というのが余り強くないときに、外からの資金導入を考える方が一般論としては合理的であるような気がするんですが、そうすると地元の漁民が中心になるということは、ほかのいろんな考慮があることはそれはそれでわからないでもないんですけども、特に資金力が不足しているところでこういう政策をとるのは、果たして整合的かというような気もする。

いろいろ申し上げましたけれども、素人の質問なんでお許しをいただいて、御説明をいただければと思います。

○山下部会長 基本的な認識ということですので、これはお答えいただきたいと思います。

○漁政部長 幾つか御質問いただきましたが、今の來生委員の漁船の問題と、先ほどの許可隻数の関係については後で担当課長から御説明申し上げます。

長屋委員からは、全体としての今後の対策を示してほしいという御意見でございます。もっともな御意見でございます。若干政治状況が不透明でございましたが、なるべく私どもとして事務的にできる限り早く3次補正を調整し、示したいという気持ちでございますが、これは政府全体の方針の中で対応してまいりたいと思います。

特区ないし今、御指摘の資金の問題、これに伴う主体の問題でございます。これにつきましては相当多くの御議論が政府の復興構想会議、馬場委員も参画されておられましたけれども、そこで相当の議論がされておまして、それを受けて膨大な議論の結論として、実は資料2-1-③の政府の復興方針の中で、一番最後のパラグラフでございますが、これが政府として閣議決定された方針でございます。

地元の御理解を基礎としながら、漁業者が一定の企業と連携できるような仲介・マッチングを進めるということ。必要とされない地域もあると理解しておりますが、必要とされる地域ではぎりぎりの選択として、地元漁業者が主体の法人が漁協に劣後しないで漁業権を取得できる特区制度を創設するということでございますので、今日いただきました須能特別委員、長屋委員の御意見も踏まえまして、御懸念のこともないような形で制度設計をしてまいりたいというのが、私どもの立場でございます。

○沿岸沖合課長 続きまして、來生先生の共同利用漁船に関する御質問ですけれども、まずこれは補助金です。基本形としては建造費、取得費を国が3分の1、県が3分の1補助しまして、ただ、私人の私有財産に対する補助というのは非常に一般論として難しいという中で、基本形としては漁協が組合員の利用に供するために持つ財産に対して、国と県で3分の2を補助する。残りの3分の1は基本としては無利子融資等を使って漁協が用意し

て、それをその後、取得した後、組合員にリースする中でリース料として回収していくという形の補助でございます。ただ、漁協の信用力とかいろいろ問題があるという部分については別途、漁協に対する支援を行っていくという形でやっております。

共同利用という言葉がややわかりにくいですが、馬場委員から出たように供給できる船の数の絶対数が少ないので、当初共同的に使ってもらおうということが多いかと思いますが、必ずしも複数で使わなければ共同利用と言わないということではないんです。組合が資産として持って、組合員皆さんに使ってもらおうという意味の共同利用という言葉でございます。

もう一つ、高橋委員からあった話は、日ごろから資源管理分科会でいつも議論している話ですが、資源管理分科会に出ておられない方はわかりにくい話かもしれませんが、TACをいつも決めております。そのときに資源的な評価を踏まえてABCというものを決めておりますが、そこで複数のシナリオに基づいて、回復スピードを勘案しながらTACを決めております。そういう中で努力量をより多く削減すれば回復スピードが早くなるけれども、そこまですると経営的に非常に影響が大きいので、ややそれに比べれば回復スピードは遅くなるけれども、このシナリオでという形でTACを設定していると思います。

そういうときに、例えば被災地で考えるとマサバの太平洋系群の資源回復計画をずっとやってきておりますが、ああいうことを思い出していただいたときに、今回残念ながら被災して、なおかつ許可を承継する人もなく廃業するというのであれば、そういうものは削減する方向にすると、資源回復のスピードも早くなるだろうということをイメージして書いている部分がこれでありまして、それに対して今回、サンマ船とかイカ釣り船も物すごい数が被災したわけですが、こういうものは資源的には問題ないとされているんです。

イカなんていうのはイカ釣り漁船で言えば、TACがあってもなかなか消化し切れないぐらいの状況にありますから、こういうものは例え短期的に許可を承継する者がいないという状況になったとしても、それはだからと言って隻数をそのまま減らすということではなくて、新規参入できるような形で公示して、漁業の状況からしてすぐさま多数の参入があるとは必ずしも思えませんけれども、兼業機会を提供するとか、そういった意味で新規参入を促していくということで、資源状況に応じて対応を変えていくということを書いております。

○水産庁次長 補足ですが、確かに部会長からも高橋特別委員からも御指摘があっ

たとおり、震災復興の基本プランの中で資源管理のこれを溶け込ませていることに、違和感があるという部分は確かにそうかもしれません。ただ、これはこれだけで成り立つようにつくった文章でございまして、これからの審議会の仕事の中で、これから基本計画の中で資源管理という部分も出てまいりますし、資源管理分科会の中ではコントロールしていきけるような一斉更新の話も出てきますし、整理の仕方としてよくないのではないかという御意見については、確かにそのとおりのかもしれませんので、今後検討させていただきたいと思っております。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、野崎特別委員、お願いします。

○野崎特別委員 東日本大震災を基本にした復興マスタープランと工程表でございしますが、その後、起きた原子力災害等で福島県の漁業者そのものは工程表、現に施行されている1次補正、2次補正等の施策の期限の中で決断することができないという事態が起こっておりますので、マスタープランの中に原子力災害等を受けている漁業者の施策等の延長、ただ、無制限な延長そのものはモラルハザードにつながりますので、2年程度の延長というような方針をできれば入れていただきたいというのが、私どものお願いでございします。

○山下部会長 ありがとうございます。

では山下特別委員、お願いします。

○山下特別委員 今回が初めての出席でございしますので、ひょっとすると前回議論されていた論点なのかもしれないんですが、私は専門が漁業ではございませんで門外漢なんですけれども、マーケティングや流通のことを専門としておりますので、そういう観点から今日いただいた資料で意見を言わせていただきたいと思っております。

今日いただいた資料2-1-①のマスタープランの概要の2ページなんですけれども、水産を構成する各分野の総合的、一体的な復興ということなんですけど、これはサプライチェーンといいますか、全体を見ますとマーケティングの視点から見ると1人欠けているものがあって、それは何かというと消費者というのがないのではないかと思います。

マーケティングで国際的に行われている領域で、さまざまな農水系というか、1次産品の中の流通で、消費者に対する意識、マーケティングの分野ですと市場指向性と言うんですけれども、そういうものが食肉だとか野菜だとか果物だとか、いろいろな物品ではかっているものがあるんですが、お肉と比べても何と比べても、漁業がどの国でも一番低いんです。

生産者指向であって、漁業は流通段階が複雑ですので、その間で特に流通の根元に行くほど消費者に対する低い。残念ながら日本で同じような調査がやられた資料は知らないんですけども、いろいろな諸外国でそういうデータが出ていて、それはやはり歴史的なものがあると思うんですが、こちらで単に復興で終わらないということであると、具体的にどんなお魚をどんな顧客に向けて、どんな食べ方でどうやって提供していくのかということが伝わってくるような案になっているといいのかなと思います。

国民の消費者のレベルですと、被災された漁港の皆さんに対する思いというのは物すごく高くなっているところですので、消費することで助けるかという気持ちかどうかわかりませんが、最終的に資源管理という制約は大事だと思うんですけども、遠洋物をたくさん売っていくんですか、それとも加工食品で儲けるんですか、それとも近海物のアジとかイワシという栄養価が高いところをもっとアピールして、1匹九十何円という安い価格ではなくて、もう少し納得がいくようなスタイルで流通させるのか。そういう発想というのはとても大事なのではないかと思いました。

済みません、門外漢かもしれないんですけども。

○山下部会長 ありがとうございます。

寺島委員、お願いします。

○寺島委員 先ほど来、21ページ（5）の特区手法についてさまざまな意見が出ておりました。須能特別委員がおっしゃった第三者の調整機関を入れることが必要だというお話はなるほどと思いましたが、このお話をこの審議会の席で議論されるのは私は聞くのも初めてですので、このマスタープランにはこのように載っているわけですが、水産庁の基本的な考え方というのをまだ私は伺っていないので、具体化したいとあるわけですが、これを伺いたい。

もう一つは、これまでも馬場委員始め、船がないとか、資金がない、施設がないとか、再開したいけれども、できないというお話もたくさんあります。私も取材の現場でいろいろ話を伺っております。多くの漁業者が漁業経営の再開を希望しているというのも1つの調査でありましたが、宮城県知事と県漁協との間の特区をめぐる議論を伺っていても意見は平行線で、少なくとも必要と言っているのは村井知事だけで、だれが現場で必要としているのかというのがまだわからないところなんです。ですから、少なくともマスタープランの冒頭に地元の意向を踏まえてという看板を掲げた以上は、導入するに説得力のある現場の意向調査が必要なのではないかという気がするんですが、この2点をお願いします。

○山下部会長 ありがとうございます。

続けて武田委員、お願いします。

○武田委員 本マスタープランの位置づけという4ページには、水産庁としても水産業復興プロジェクト支援チームの派遣、復興の実現に向けた各種施策措置をきめ細かく講じていくこと等を通じてと書いてあるんですが、この各種施策措置をきめ細かく講じていくというのは、一体具体的にどんなことができるのかなと思いつつ今日、話を聞いていたんですが、先ほど馬場委員から船が足りない、船がそろわぬのが25年度末になる。3隻しかない、1社しかないという非情な声が聞こえていて、そこに瓦れき処理の仕事が終わってしまって、漁業に携わる方の収入源がなくなるという声も具体的に出てきているわけなんですけれども、結局1社としか契約していなくて、返ってきた答えが契約に関わることだったから突っ込めないのではないかという声があったときに、私は「えっ」と思ってしまったんです。

ここに各種施策措置をきめ細かく講じていくという、これのきめ細かいというのはこういうことではないと。普通の契約では確かにそうなんだけれども、今は水産業の危機に際しているわけです。25年まで待たなければ船がそろわない、3隻しかない。でも契約してしまったからその業者にしか任せられないという話なんです、一般にはそうであっても今は緊急事態で、計画停電で私どもの地区なんか受験生を抱えていましたけれども、おもむろに電源を切られました。それでも納得したんです。でも水産業の危機に際して、25年まで待たなければならぬと言っているけれども、私は本当にそうかなと。

日本は今、人が余っていて、仕事がないところがいっぱいある。船が足りないと言えどどこかつくとところが1隻でもあるのではないかと。1隻でも2隻でも今、増えてくれば、そうすれば漁民の方々にお仕事ができる船が動かせるわけです。なので契約してしまったからとか、こういうときにはこれこそ期限が迫っていて、早くしなければならぬというときには、早くすることができるのだったら特例措置をとるみたいな、契約解除で早くやってくれる業者があれば、そこにもやらせてしまうということをやれば、企業ももっと頑張るし、ほかの人たちも何かやるのではないかと思うんです。

なので、今、危機に接しているということを、もっとこの場所でせつかく出ているんですから、きめ細かなというところを何か考えてあげられないだろうかと思つきました。

○山下部会長 ありがとうございます。

時間大分迫ってきました。角特別委員が先ほど挙手しておられたので、角特別委員に御意見いただいて、渡邊特別委員に御意見をいただきましたら、それで一度切りまして、手短かに水産庁の方からお答えがあればお答えをいただく。それから、その次の議題に入りたいと思います。

○角特別委員 漁業者の立場から言えば、漁港の整備が喫緊の課題だと思っております。その中で今度復興のプランの中では、係留場所の確保の必要性の高いところから実施していくとなっておりますけれども、確かに船を持っている立場から見れば、ほとんど全部必要性が高いところではあります。

漁港整備をされる復興プランの中で大体整備されるのに何か年ぐらいかかるのか、教えていただければと思っております。

○山下部会長 ありがとうございます。

渡邊特別委員、お願いします。

○渡邊特別委員 私は放射能関係の調査の現場におりまして、この4月以降、いろんな場面に立ち会っているようなところがあるんですけども、その中で現状で放射能調査のデータ、数値がないと流通等、なかなか進まないような状況も出ているということで、水産庁さんの方でも検査体制を強化するというのでやられているとお聞きしておりますが、そういった中で基本計画の中で、現状その数値がないと流通しないような部分をどうやって継続していくのか。そういった観点が重要ではないか。

特に牛なんかと違いまして全頭できない部門でございまして、資料の漁場・資源の8ページの対応の方向の中で、環境調査についても言及されているんですけども、そういった意味ではどういった環境で育った魚、とれた魚を提供しているかといったことを、消費者の立場から言えば丁寧に情報提供していく。そういった体制も必要になってくる。放射能調査の現場にいる者として、そういったことも次に考えていく必要があるのではないかと感じております。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、何かお答えがありましたらお願いします。

○漁政部長 特区の関係の考え方と、漁港の関係を後で補足したいと思いますが、特区の関係で水産庁としての考え方は、繰り返してございますけれども、先ほど申し上げました資料2-1-③の最後のパラグラフが水産庁の考え方でありまして、政府全体としての考

え方でございます。

先ほどこれを閣議決定と申し上げましたが、不正確でございまして、ほとんどの閣僚が入った対策本部決定でございます。修正させていただきます。

ここに書いてございますように、復興に当たって資金が不足している側面もあるわけでございますので、資本を有する企業と連携するような仲介・マッチングを進めるということは当然のことだと思います。その上で制度的な問題として、現在の漁業法制の中で漁業権の免許に当たって順位が定められているということでございます。基本的に漁協がその他の法人よりも優先するという法的な枠組みがございますが、今までの復興に当たる御議論の中で、復興は勿論スピードも要しますし、いろんな意味で通常にない仕組みが必要とされるということでございます。そういった復興の中から、どうしてもここにございますような、少なくとも地元漁業者が主体の法人は漁協に劣後しないで、漁業権を取得することを是非認めてほしいという声がある場合には、それは絶対そんなことだめだと言うことは言えないわけでございますので、おっしゃるとおり十分いろんな形で、どこがどういう形で必要とされているのかということをよく御意向を確認した上で、一方でいろいろな御懸念もございますので、そういった御懸念を招かないような制度設計をすることに尽きるわけです。

これはなかなかテクニカルで難しいところがございまして、今後法案も必要となると思われませんが、それまでの間、十分御意向をお聞きしながら制度設計をするということに尽きるところでございます。

○水産庁次長 そのほかの部分について2つほどお話しします。

1つは武田委員の、きめ細かく。まさにおっしゃるとおりでございまして、我々は地元に入っていないわけではなくて、これまでも相当入っているいろいろな意見を聞きながらやってきています。現実に明日にも私は女川に入りますけれども、幹部も含めて相当入っていて、ただ、これだけの大きい災害ですので、個別のいろんな案件というのは大変多いです。

個別に、今の船の回らない話というのも、実は余りこの場でだれが悪いのかみたいな議論になるのでよくないのでお話ししていないんですが、船ができて、それが現場に持っていけない。要するに受入れ体制ができていなくて入らないという例もございます。特に我々がこのメーカーでなければだめだという契約を結んでいるわけではなくて、地元のあくまでリクエストに基づいてやっていますので、それを制限するつもりもございませんし、これからは是非、馬場委員が言っているようなアルミ製のものが早く入るのであれば、そ

の道も開けるのであれば開きたいと思っていますし、これは先ほど申し上げたように9月以降、漁業活動がまた活発になっていきますので、現場に入る頻度をもっと増やした上でちゃんと対応していこうというのが、濱田特別委員にお答えしたとおりのことでございます。

放射能の問題は本当に大変深刻な問題で、我々が日々格闘に近い状態でこの問題に対応しています。これから盛漁期が来るのでいかにはかり、安心な魚であるという情報を消費者に届けるのかというのは本当に喫緊の課題でございます。今、渡邊特別委員がおっしゃられたとおり、この基本計画の中にはもっと明確に盛り込むべき案件だと我々も思っております。

○漁港漁場整備部長 それでは、漁港の話をお説明させていただきたいと思っております。

資料2-1-④に工程表を書かせていただきましたので、これを使って御説明をしたいと思います。後ろから2枚目ぐらいのところに横に矢印を書いた表が出ております。これが水産のいろいろな復興に関しての工程なんですけれども、一番上が漁港なんです。どういうふうにするかという、まず応急措置をすることで、とりあえず港に船が入れるように、あるいは岸壁が一部でも使えるようにというのを今やっております。これが年内にはほぼ終わるというタイミングなんです。それと併せて今度は本格的に直すという作業に今、入っているところです。これは港の被害の重さによって大分違いますが、どう頑張っても3年とか5年とか、全部直すにはそれぐらいの時間がかかると考えております。これでもなかなかかなり厳しいだろうと思っております。

必要な機能からというところでございますけれども、このように5年かかるものをみんな少しずつやっているのでは、漁業者の方もお困りになるだろうと思っておりますので、どこからやっていくのか、まず最初に使っていくのがいいのかというのは、壊れ方がひどくないとか、冬場の嵐から逃げられるとか、みんなが使いやすいということをよく考えて、大きな港ではその中の施設のどこから直していくかというのを相談しますし、小さな漁港ではそれぞれの漁港でどこから直していこうかというのを考えながら、効果をなるべく早めに上げながら直していくということを、文章では説明させていただいているという趣旨でございます。時間はかかってしまうんですが、なるべく早めに機能を回復させるように努力をしていきたいと考えております。

○山下部会長 よろしいでしょうか。

それでは、東日本大震災からの復興についての審議はここまでとさせていただきます。

次に、新たな資源管理体制の下での水産資源管理の強化について、事務局から説明をお願いいたします。

○企画課長 それでは、本日のテーマの1つであります、資源管理に関しての御説明をさせていただきますと思います。資料2-2でございます。ちょっと分量が多いのですが、できるだけ簡潔に御説明申し上げたいと思っております。

1ページめくっていただきますと目次がございますとおり、今回のテーマについて5つの大きな区分けをして整理させていただいております。

I. 排他的経済水域の資源管理の強化。

II. 国際的な資源管理の推進。

III. 資源に関する調査研究の充実。

IV. 環境負荷の少ない持続的な養殖の確立。

V. 多様な海洋生物との共存の下での漁業の発展の確保という観点で整理しております。それぞれについて論点となるような項目について、1～2枚で整理させていただいておりますので、順次御説明申し上げます。

「I. 排他的経済水域の資源管理の強化」でございます。2ページ「I-1. 資源管理の必要性」ということで整理しております。水産資源と言えば当然ですが、水生生物の資源ということで、適切な条件を与えれば自分で増えていくということでございますので、適切な管理によって持続的な利用が可能な資源ということでございます。

資源の状況ですが、周辺水域につきましては全体としては近年、おおむね安定的に推移ということで、下の表にもございますとおり、中位、高位を合わせた部分について若干増加している状況にあるということでございます。しかしながら、低位にとどまっているもので悪化しているものもありますので、資源管理の取組みを的確に行っていく必要があるのは当然の課題認識と考えております。

3ページ、どういうふうに資源管理をやっているかという手法の御紹介ですが、従来から漁業許可制度、隻数あるいは総トン数、操業期間、区域、漁具等々の各規制による手法。それから、表の真ん中にありますとおり漁獲可能量（TAC）制度ということで、年間の漁獲量の上下を設定する形での管理。資源回復計画は漁業者の合意に基づきまして国または都道府県が減船、休漁等を内容とする計画を作成して管理するといったものやってきましたということでございます。

4ページ、資源管理はそういったものに加えまして、漁業者による自主的な規制も重要

であるということをごさいますて、23年度から自主的規制と公的規制を組み合わせた資源管理をやっていくということで、資源管理指針・資源管理計画に基づく新たな資源管理手法を導入したということをごさいますて、更に資源管理・漁業所得補償によりまして、その実施を支援するとともに、公的資金が入りますので、きちんと実施するということの裏付けも強化されてございます。すなわち、不履行の場合にはペナルティ措置が加わってきますので、履行の確率が高くなってございます。

少し端折り過ぎましたけれども、資源管理の手法でございますが、公的規制に加えまして従来、資源回復計画なり自主的資源管理でやっていたものを指針計画に包含しまして、国あるいは都道府県がそういった指針を作成し、漁業者が資源管理計画を作成する。実施に関しては先ほど申したような担保措置を加えてございます。

当方で考えております対応の方向としましては、資源管理指針・資源管理計画によりまして新たな資源管理体制の下で行政、研究機関、漁業者が一体となって、基本的にはすべての漁業者の参画を得て全国的に資源管理を推進する。あるいは資源状態に応じた柔軟かつ機動的な資源管理が行われるように、科学的知見に基づいた有効な資源管理措置を検討するというところで、柔軟に取組みの見直しを行う仕組みの構築を推進すべきであるという考えでございます。

5 ページは種苗放流による資源造成についてでございます。課題認識としましては、種苗放流尾数が減少傾向にある広域種につきまして、関係都道府県の連携による放流推進が必要だろうということをごさいますて、限られた予算の中で効率的な種苗の生産や、効果的な種苗放流の実施が必要という認識でございます。

種苗放流の実態でございますけれども、下の表の右上ですが、地先種については右の矢印にありますとおり増減傾向を見ると横ばいあるいは増加。ただし、広域種については放流尾数が減少しているということをごさいます。ここについてですけれども、そもそも国と地方の役割分担というのがございまして、国は基本方針を作成するとか、技術開発等々を行っておりますけれども、三位一体改革がありましたとき、平成18年ですが、税源移譲によりまして種苗水産放流事業の運営は、都道府県の財政負担により行われると整理されておりますので、基本的には今は都道府県の方で頑張っていただく必要があるということをごさいます。

この実態を踏まえてどうすべきかということで6 ページでございますけれども、平成23年に海域栽培漁業推進協議会というものを、全国6つの海域ごとに設置しているという

ことをごさいます、広域種の栽培漁業の推進、資源造成型栽培漁業の推進あるいは共同種苗生産放流体制の推進を図ることにしております。

対応の方向としては、この協議会におきましての連携調整によりまして、広域種の放流を推進する。あるいは親魚を取り残しまして、その親魚が卵を産むことによって再生産を確保するといった形の資源造成型栽培漁業の取組みを強化する。集中的な放流、放流種の重点化、共同種苗生産の実施といった形で効率的、効果的な実施が推進できないかというのが対応の方向でございます。

7ページは遊漁者との関係ということで、前回來生委員からも御指摘がありましたけれども、現在の状況について整理をしたのが上の枠でございますが、遊漁者によります海面における採捕量が、魚種や地域によっては漁業者の漁獲に匹敵するということもある。資源管理において遊漁者にも一定の役割を果たしてもらおうことが、こういったことから重要ではないかということでございまして、御指摘がありましたように内水面におきましては第5種共同漁業権に基づきまして、漁協に対し増殖が義務づけられていることから、釣り人からも遊漁料を徴収するという制度がございますけれども、これの前提となっておりますのは、内水面では採捕される水産資源の大半が放流種苗に由来することが明らかであるということがあります。

他方、海面につきましては御指摘がありました、内水面が閉鎖的であるのに対して、海面というのはそういう閉鎖的なものではないということで、釣った人が採捕した魚が放流したものとは限らないということで、種苗放流を目的とした費用負担というのは求めづらい状況もございます。

神奈川県のマダイ遊漁者協力金制度という事例を御紹介しておりますが、これにつきましては採捕されるマダイの半分近くが放流種苗に由来しているものであるというのが科学的にも確認できる。採捕量の約6割が遊漁者による。遊漁者も一定の理解をしているということから、自主的な措置として協力金制度というものがつくられております。ただし、近年は若干意識の低下があるということで、協力金の徴収が低下傾向にあるということでございます。

こういった種苗放流の考え方以外も含めまして、海面の遊漁者に何らかの費用負担を求める場合には、何に対する対価であるかということを確認にする必要があるのではないかと。また、こういった資源管理に関するもののほか、遊漁と漁業の間には漁場競合等のトラブルも少なくないという実態もございますので、対応の方向としましては、漁業と遊漁

者が資源管理や漁場利用の面から調和を持って共存するのが最もいい形だと思うんですけども、そういった共存のために実態的にどのような措置をとっていくことができるのか、検討していくことが必要ではないかということでございます。

先ほど公的管理について触れましたけれども、8ページでございます漁業許可制度を始めとする資源管理制度の適切な運用ということで、資源水準に見合った漁獲を実現するためのいろんな管理制度がございますが、これの適切な運用が必要ということでございます。また、一部の漁業で行われております漁業者ごとの漁獲量の個別割当（IQ）につきましても、引き続き利用を図るがあるということで、主な漁業管理制度ということで漁業許可制度、TAC制度を御紹介させていただくとともに、漁獲量の個別割当（IQ）の事例も御紹介させていただいております。

対応の方向としましては、漁業権制度及び漁業許可制度の運用あるいはTACの適切な管理により、漁業活動を適正な水準に管理する。あるいはTAC魚種の拡大については引き続き検討。また、地域におきまして実施体制が整った場合については、IQについても利用を推進ということを考えております。

次に、資源管理のルールへの遵守の担保の仕組みでございますけれども、ルールの担保のためには、まずは取締りあるいは漁業者の自主的取組みの明確化といったことが考えられます。

漁業取締につきましては水産庁、都道府県あるいは関係取締機関、海上保安庁ですけれども、協力して監視・取締りを実施している。実質的な資源管理計画の履行確認ですけれども、計画策定時に確認方法をあらかじめきちんと決めていく、あるいは一定期間ごとにきちんと報告させる。履行されていない場合のペナルティも組み合わせるということでやっていくということでございますけれども、対応の方向としては関係省庁との連携強化等による効率的な監視、取締りを実施あるいは資源管理・漁業所得補償の対策による取組みの履行確認状況を通じたきちんとした担保措置の実施と、資源管理意識を更に向上させていくということ考えております。

次に「Ⅱ．国際的な資源管理の推進」についてでございます。

我が国周辺国との関係でございますけれども、日本のEEZは御存じのとおり周辺国に接しているということで、韓国、中国、ロシアとはそれぞれ二国間協定を締結してやってございます。こういった状況がありまして、資源を共有している周辺国・地域との連携・協力を強化して、水産資源の管理を強化していくことが重要という課題認識でございまして、

現状のところは日韓漁業協定水域と日中漁業協定水域をお示ししております。

対応の方向といたしましては、周辺諸国間での水産資源管理のより一層の推進ということで、日本の漁船の操業機会の確保を図りながら、国別の適切な漁獲割当量と許可隻数等の制限条件の遵守を徹底するという方向。あるいは締約国がそれぞれきちんと共同で資源管理をするとされている水域がございますけれども、その状況を踏まえつつ、政府間協議等を通じて関係国の協力に基づいて、適切な資源管理を推進していくという方向を考えてございます。

12ページは公海等についてでございます。特にマグロが話題になることが多くございますけれども、日本は当然、世界有数のマグロ漁業国かつ消費国であるということで、適切な保存管理が当然必要でございますが、公海の部分につきましては今後とも地域の漁業管理機関を通じまして、適正な管理のためにリーダーシップを発揮していくことが重要です。

諸外国のEEZについてですけれども、南太平洋やアフリカ諸国との二国間協定等によって、漁場を引き続き確保していくことが必要ということでございます。

公海等の資源管理ですけれども、地域漁業管理機関が漁獲量の規制等の資源管理措置や、IUU漁業の廃絶に向けた取組みを実施してはございますけれども、こういった機関においては十分な資源管理をすることは合意できない等の問題が存在しているということで、対応の方向としましては各地域漁業管理機関におきまして、科学的根拠に基づく議論等を通じましてやっていくということですが、データの収集強化や質的向上、資源評価の精度を向上させていく。説得力を持たせるためにそういうことをやっている。

あるいはTAC・TAEによる管理を基本としまして、TAC違反を誘発するような過剰漁獲能力の削減をできるだけやっていく。もう一つの手法として漁獲証明制度の導入対象を拡大していくようなことの働きかけを積極的にやっていく。各地域漁業管理機関の遵守委員会の評価等を図っていくということでございまして、二国間の課題につきましては、二国間の漁業協力等を通じまして、海外漁場の確保及び国際資源管理を推進していくということでございます。

13ページ、捕鯨関係でございますけれども、日本は鯨類は当然ですけれども、重要な食糧資源であって、科学的根拠に基づいて持続的に利用させるべき。食習慣・食文化については相互に尊重する精神が必要という基本認識に基づきまして、一時停止している商業捕鯨の再開を目指しているところでございます。

現状につきましては、商業捕鯨が今、一時停止されておりますが、IWCでは持続的利用支持国と反捕鯨国が対立している。国際機関として有効な資源の保存・管理措置を講ずることが困難な状況に陥っている。日本は商業捕鯨再開に向けまして、鯨類の資源状況等を科学的に把握するため、鯨類捕獲調査をしているところですが、反捕鯨団体による妨害行為が年々巧妙化・執拗化しているという状況でございます。昨年はやむを得ず途中で切り上げている状況でございます。

したがって、対応の方向としましては、商業捕鯨の再開に向けまして鯨類の持続的利用について各国の理解を求めるとともに、今後のIWCへの取組み等について持続的に利用支持国との意見交換を継続するというのと、今年7月に鯨類捕獲調査に関する検討委員会の中間とりまとめにおきまして、鯨類捕獲調査を実施するためには安全の確保が不可欠であり、大前提であるとされておりますので、それを踏まえつつ、関係省庁と連携して妨害行為に対する安全確保対策について、検討を進めるという方向でございます。

次に「Ⅲ．資源に関する調査研究の充実」という項目でございます。

資源に関する調査研究の充実でございますけれども、適切な資源管理のためには調査研究あるいは評価の精度向上が重要ということでございます。国際的には地域漁業管理機関による資源管理に対して国際社会で懸念が示されていることもありますので、そういったことを払拭するような適切な資源管理の実現に資する資源調査研究を実施する必要がある。これによって国際機関における議論でも、我が国がリーダーシップを発揮していくことができるということで、重要であるという認識でございます。資料としては我が国周辺水域の資源評価の対象魚種一覧をお示しさせていただいております。

対応の方向としましては、全体の話としては漁獲データの効率的かつ迅速な収集体制の構築が必要。国内的な課題として、国と都道府県による海洋観測データ等の収集体制の維持、あるいはデータ不足を補完できるような新たな手法の開発が必要。国際的な面では太平洋クロマグロ等の重要魚種の調査の強化、外国政府・国際機関との共同研究等の推進が必要であるということでございます。

16ページから「Ⅳ．環境負荷の少ない持続的な養殖の確立」でございます。

17ページは、漁場改善計画の着実な実行あるいは人工種苗への転換という課題でございます。近年、大規模な赤潮が連続発生している等々、いろんなことが見られておりますので、さらなる漁場改善の取組みが必要。もう一つ、養殖生産の安定化、天然資源の管理に更に寄与するために、天然種苗から人工種苗への転換が必要ではないかという課題認識

でございます。

赤潮等につきましての現状は現状1でお示ししておりますとおり、熊本県では3年連続、長崎、鹿児島でも2年連続して大きな被害が発生しているといった実態等々を御紹介しております。平成11年に持続的養殖生産確保法というものが制定されて、漁場改善計画を策定することになっておりますが、その計画策定や技術開発によって環境改善に取り組んでいる。23年度からこの漁場改善計画への適正養殖可能数量の設定を、資源管理・漁業所得補償対策の加入要件として、更に強化しているということでございます。

18ページ、種苗についての現状ですけれども、ハマチ、カンパチ、クロマグロ、ウナギ養殖では、ほぼ天然種苗に依存している。このためにその時々で状況で養殖生産が不安定になっている。

近年、ウナギにつきましては天然種苗の減少が問題となっており、太平洋クロマグロについては資源管理の取組みが強化されている状況でございますので、対応の方向としましては、適正養殖可能数量の設定等の漁場改善計画策定に取組み、漁場環境の改善を一層推進する。あるいは栄養塩を管理する技術の開発、赤潮から回避する養殖技術の開発と実用化をする。養殖種苗の天然種苗から人工種苗への転換を促進するという方向でございます。

19ページ、赤潮対策をどうするのかということでございますけれども、赤潮は水産資源や漁業の操業に重大な影響を与えるということで、環境の保全の推進が必要ということでございます。

赤潮の発生状況は先ほども御説明したとおり、いろいろ相当な被害を発生させているということでございますので、対応の方向としましては海洋環境の変動による新奇赤潮の発生機構等の研究解明あるいは漁業被害防止対策の研究開発を推進する。貧酸素水塊の発生機構の解明あるいは自動観測ブイによる連続観測技術の開発を推進という方向で考えております。

次に「V. 多様な海洋生物の共存の下での漁業の発展の確保」でございます。

21ページV-1は藻場・干潟の適切な管理ですけれども、生態系全体の資源がよくなれば、当然のことですが、生産力の底上げが図れるということで、水産生物の動態、生活史に対応した良好な生息環境を創出していくことが必要という課題認識でございます。

対応の方向としましては、漁場の生物相の変化等に対応して管理や整備事業の在り方を適切に見直す、いわゆる順応的管理手法を導入する。藻場・干潟の造成・保全と併せた

食害対策による磯焼け対策の推進。漁業者や地域住民などが行う藻場・干潟などの保全活動の持続的な推進あるいは資源管理と一体となった沖合漁場整備の積極的な推進という方向で考えております。

22ページは漂流・漂着物対策で、これは漂流・漂着物等が漁業の支障となっているということで円滑な回収・処理が必要ということで、海岸漂着物処理推進法というのが21年に公布、施行されておりますけれども、役割分担として事業者が発生の抑制、国は漂着物対策の効果的推進のための技術開発に努めるべきとされておりますので、こういったものを踏まえて発生防止に取り組むことが必要ということでございます。

現状は御存じのとおりですけれども、海岸に海藻、流木、ペットボトルなどが流れてくる。あるいは外国からポリタンクや漁業用フロート、医療系廃棄物等が流れてくるということで、漁業へは当然ゴミ混獲で漁獲物が損傷するとか、時間がロスする等々あるいは処理のための漁業者負担が増大しているという問題がありますので、対応の方向としては漁業者等による漁場における漂流・漂着物等の回収・処理等の推進あるいは漁業者自らのこととして漁業由来の発生源対策として漁業資材の適正な保管・処分、リサイクル技術の開発・普及を考えてございます。

23ページは大型クラゲ等による漁業被害防止対策の推進ということで、近年クラゲあるいはトド等の野生生物による深刻な漁業被害が発生しているということで、その推進が必要という認識で、例にありますとおり大型クラゲが大量に発生したときの被害、トドによる食害といったものを紹介しておりますが、対応の方向としては大型クラゲ、トド等の出現に対応した被害防止対策として、出現状況の調査、情報提供、洋上駆除、改善漁具の投入、大型クラゲの発生源水域での国際共同調査の推進等、総合的に実施していく方向でございます。内水面におきましてはカワウとか外来魚に対する防除対策の推進ということでございます。

24ページは生物多様性に配慮した海洋生物資源の保存・管理ということで、漁業が健全に発展していくためには生態系等をきちんと保全していくことが極めて重要であるということで、現状ではマグロの地域機関等においてサメ等の混獲の問題あるいはワシントン条約でもサメの附属書記載が審議されているということで、この中で昨年10月にいわゆるCOP10、生物多様性条約の第10回締約国会議が開催されまして、脆弱な生態系の対策推進、海洋保護区の推進などを掲げました愛知目標が採択されたということで、我が国としては人手をかけることで生物多様性を保全して、持続的な漁業生産を行ってきたという日本古

来からの海との付き合い方を説明しながら、参加者の理解を促進してきたということでございます。

対応の方向としましては、生物多様性に配慮しつつ持続可能な漁業を推進するという
ことで、混獲の影響を評価あるいは回避技術の向上・普及、サメ類漁獲証明制度の導入や
種別の管理措置による持続的利用の推進、資源の保存管理手法としていろいろな考え方が
あると思いますけれども、海洋保護区の設定を適切に推進していくということではないか
と考えております。

長くなってしましまして申し訳ございませんでした。

○山下部会長 どうもありがとうございました。一言で資源管理と言っても非常に多くの
側面があるということを足早にですけれども、ごらんいただきました。

ただいまから、事務局から説明のありました新たな資源管理体制の下での水産資源管理
の強化について、皆様から御意見を伺いたいと思います。時間の目途としまして15時40分
か45分か、そのくらいと考えております。まず須能特別委員、お願いします。

○須能特別委員 2点ほど提案したいと思います。

3ページですが、資源管理の指針のところから従来よりという形で簡単に文章になってい
ますけれども、日本は明治以来、各県の水産試験場あるいは政府の試験場等々で知見を集
め、また、水産加工業という生業を含めた産業の育成を含めてやっていたという入口規制
であったということ。

一方、国連海洋法会議に基づいて今やっている出口規制に変わったということ、今
回の震災でかなり水産業に対する一般の方の関心度が高まってきておまして、そういう
基礎知識をわかるような形にしておかないと、外国の方が正しくて、日本の方が余り学問
的でないように、表層的にとらわれてしまうので、やはり歴史的な経緯を入れてほしいと
思います。

捕鯨問題ですけれども、13ページの一番最後に書いてありますが、安全性の確保が不可
欠であり、大前提であるという中で、1つの提案ですけれども、ハーグの国際司法裁判所
に対しまして提訴するといいますか、相談されることを希望したいと思います。

というのは、ハーグの国際司法裁判所は基本的に国際紛争ですけれども、例えば竹島
問題のような領土問題で対立している国益に絡む問題は扱いませんが、私は国際機関で守
るべきルールとして、抗議行動をと言っても身の危険を及ぼすようなことまで認めるわけ
にはいかないということでいけば、ニュージーランドとかオーストラリアのように、国が

そういう行動に対して消極的でも、やはり止めるような形にせざるを得ないようなところに持ち込む。

今までIWCなりFAOなりいろいろなところでリコメンデーションを出しているでしょうけれども、私はハーグの司法裁判所に、そういうようなことができるかできないかも含めまして、やはりもっと権威のあるような形あるいは日本が積極的にこの問題に対して対処するという姿勢を表明する意味でも、是非御検討いただきたいと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

原委員、お願いします。

○原委員 資料の8ページ目を開けていただきたいと思います。8ページ目は漁業許可制度を始めとする資源管理制度の適切な運用ということで、このページ自体よくできているなと思います。難しいのは左の枠にあります漁業許可制度と漁獲可能量をどうバランスよく持っていくか。ここが適切な運用という話になるのかなという気がします。

そこで最初の議題の方に戻りますけれども、水産復興マスタープラン、資料2-1-②の11ページ目で話題になったかと思いますが、漁獲努力量の増加を抑制するというところで、大中まき、沖底は許可隻数を削減する方向で対応という話がありました。次の②でイカ釣り、サンマについては新規参入を促すという説明があります。

そこでまた最初の資料に戻りますけれども、15ページ目をみていただきたいと思います。15ページ目には資源評価の対象魚種の一覧というものがございます。イカとサンマをみめますと、これは系群ごとですけれども、スルメイカは高位横ばい、もう一つの系群のスルメイカは中位横ばい。要するに両方とも横ばいです。サンマの方は中位減少です。こういう魚種に対して努力量を増やしていいのかどうか、という論議が必要かなという気がいたします。

もう一つ、右の方の枠のマイワシ（太平洋系群、対馬暖流系群）は低位ですけれども、増加になっています。恐らく5年、10年後には夢をもう一度ではありませんが、400万トンの時代が来るかもわかりません。そういうところを見据えて努力量の削減に短絡的に結び付けていいのかなという、そういうような気がしますので、全体像をみて、最初の議題と資源の話とうまく結び付けていただきたいなという気がします。

○山下部会長 ありがとうございました。

高橋特別委員、どうぞ。

○高橋特別委員 4ページの資源管理は重要な事項だということで重々理解をしていますし、そうあるべきだと思っております。ただ、右の方の資源管理計画の策定状況の2つ目の○に、自主的規制の具体例という形で休漁、操業期間の制限ということが記載されております。

特に資源管理につきましては、ややもすれば魚と環境に非常にやさしく、人間に最も厳しいことになりかねないという紙一重の部分があって、基本計画が求める健全な発展と人材の育成の確保という項目が基本計画にあって、そこで働く漁業者、従業する漁業従業者の皆さんも生活というものがあります。ですから、休漁なり操業期間の制限で管理をしていくということであれば、それに付帯するもの、支援するものもどこかにあってもしかるべきなのかという印象も受けております。もし記載することが可能であれば、どこかに入れていただければと思います。

同じ4ページの下の方に科学的知見という形で○の下の方にあります。日本の科学者は非常に優秀な方が多くて、非常に的確な情報を得るということでございますけれども、沖合で働く漁業者の意見をこれまでもかなり収集してきたと思っておりますが、彼らが一番よく情報というのを的確に持っているんだと思っております。そうであれば、この精度を高めるために皆さんとの意見交換なり、皆さんの情報を的確に収集していくというものが、もう少し力強くどこかに記載をされてあってもよろしいのではないかという気がいたします。

毎度のことで申し訳ないんですが、13ページの先ほど須能特別委員からもありましたとおり、この記載が必要なのかなと思っております。特に下の方の「(7月26日において)、『鯨類捕獲調査を実施するためには、安全性の確保が不可欠であり、大前提である』とされたことを」までのこの部分というのは、この記載の中で必要なのかなという印象を受けます。端的に言えば中間とりまとめを踏まえつつ、関係官庁とも連携してということによってよろしいのではないかという感じがいたします。わざとここで中間とりまとめのこの部分だけを取り上げることに違和感を感じると申し上げておきます。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

寺島委員、お願いします。

○寺島委員 先ほどの震災復興に関わる場所ですが、21ページの藻場・干潟等の適切な管理のところで、例えば干潟そのものが津波で流出してしまった。そういった形での漁業環境自体が津波で変わってしまって、漁業がダメージを受ける。あるいは私の郷里は福島

の相馬というところですが、そこでは海苔の養殖をやっている浦があるんですが、その浦を形成する砂州の一部が津波で外洋とつながってしまったということがあった。例えば漁業環境の整備というところに漁業環境の回復というものが入るのか、それが1点。

もう一つは4ページに資源管理計画（漁業者作成）とあります。例えばこれは地域で減農薬をやっているようなところの、個々の農業者がつくる農薬の管理計画みたいなものなのか、あるいは減反みたいに具体的な漁獲目標みたいなものを個々が提出して、その漁協などがとりまとめるのか、どういうものなのか。高橋さんがおっしゃったように、そういったものは収入にも関わってくるものかと思われまので、その辺りのことを教えてください。

○山下部会長 ありがとうございます。

来生委員、お願いします。

○来生委員 7ページで少し意見を申し上げたいと思います。

一般論としては上の2つ目の○に書いてあるとおりで、種苗放流を目的とした費用負担を求めづらい状況にあるというのは、それはそれで十分に理解できるんですけども、現に既に海でも第5種共同漁業権が認められているところもあるわけですから、少し要件を緩和するという事は考えられないのか。

因果関係がどれぐらい厳格である必要があるのかというのは、ちょっと私もよくわからないんですけども、余り厳格に考える必要もないような気もするんです。結局、増殖等の活動をする事は義務づけられるわけですから、一方でそういう活動をする事は間違いない。私はたまたま岡山県から相談を受けたんですけども、岡山で海洋牧場の様なことをやって、岡山県が相当投資をして魚も増えた。ところが、そこにあつと言う間に釣り人が入り込んでしまって、漁業者よりは釣り人の方が多くなっているの、何かうまくお金を取れないかという話もあるわけです。

釣り人もいろんな意味でお金を出すことに消極的ではないという話も聞いておりますし、そうすると増殖等の活動が行われたり、そこで公的なある種の投資が行われたり、地形ということを勘案して、総合的に何か今までよりも積極的に海面で第5種共同漁業権を認めるという方向はあってもいいのではないかと。

そのときに、例えば漁業の6次産業化ということがいろいろ言われているわけですが、そういうところは大体漁業権が既に存在しているんだと思うんです。一般のほかの漁業権が存在していて、例えばレジャーとの調整で大瀬崎のダイビング料の訴訟があつ

て、あれは最終的には漁業権との調整とのお金をとるということを最高裁で認めた事例ですから、そういうことを考えると既に漁業権というのはある種の社会的な機能として、海面のある種の総合的な管理をする根拠となる権利という機能も持っているわけです。

そういうものと漁業の6次産業化をうまく組み合わせて、余り資源の増殖ということ一本やりでいくのではなくて、海の管理を直接している存在が漁業者ですから、そういうようなことを含めて、でもやっぱり一番根拠が明確になるのは第5種共同漁業権ですから、既存の要件を少し緩和する方向で積極化できないかというのが私の意見です。

もう一つそれとの関係で、たまたま先ほどの前半の議論と絡むんですけども、私は国土交通省で放置艇対策の会議をやっていて、放置艇対策の会議をやっているときに、プレジャーボートを持っている人が、ある種の脱法行為で漁船登録をしているということがあつるやに聞いています。

先ほど漁船そのものが非常に供給不足になっている。新規艇の供給不足というのは既にいろんな方がお考えかもしれないんですけども、プレジャーボートもある意味で今、一番問題になっているのは、かつて所有していた人がみんな高齢化して持て余してしている状況で、そういうものの中古市場における供給を、うまく新規艇の供給不足を補うような形で活用できないか。これは素人の思いつきですからそんなことできないのかもしれないんですけども、そんなことも考えました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

角特別委員、お願いします。

○角特別委員 5ページの種苗の放流についてですけども、よく国は稚魚の研究機関であつて、放流するところではない。県においては種苗、放流してくださいと言われていますが、少し漁業体験の中で私も実態をお伝えします。

私のところも10年ぐらい前、チヌをかなり放流していたんです。チヌが余りにも安くて急遽やめたんです。ところが、今になって見てみればチヌが漁獲高の10分の1ぐらいになっているんです。というのは栽培漁業で稚魚を放流しなくなってから極端に減ったんです。これがもしチヌが我々の主要産業であつたなら、ぞっとするような思いがあつた。ですから、稚魚の放流というのは絶対的に必要な処置だと思うんです。国も研究機関でなく種苗の放流も再開していただけないでしょうかというお願いが1つです。

あとは9ページの資源管理ルールのところでありましてですけども、来年度から資源管理計

画で漁業も一定の休漁日を設けたりしながらやっていくということですが、これにおいては漁業取締、要するに漁業違反は年々増加してきています。その常習化の人にはもう少しペナルティをあげてもいいのではないかと。そうしないと、我々が資源管理計画を立てて休漁日を設けてやっても、ある一部の人間がこういうことをすれば、なかなか全体的に資源管理計画が広まらないこともあるので、ここの辺りもひとつ考えてみてください。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

長屋委員、お願いします。

○長屋委員 これほど広範なテーマですのでいろいろ申し上げたいことはあるんですが、時間の関係がございますから絞ってお話を申し上げたいと思います。

先ほど須能特別委員が言われていました、日本のこれまで長年にわたって培ってきた資源の管理、漁業の管理。こういう手法については世界的にもいろんな評価を得ているところだと思っています。92年のFAO神戸会議でも、そのような評価を世界にも模範たるものであるということを言われているわけですし、昨年のCOP10の会議においても漁業管理については、海洋保護区の規制に的確なものだという評価を得ているわけですから、是非この辺の世界の評価等についても、何かの形で記載をしていただくことによって、日本の管理について御理解をいただく必要があるのかなと思っています。

何点か申し上げたいんですが、1つは私どもが今、一番心配しておりますのは広域の資源、言わば広域に回遊する資源についての国の政策というのが、後退しているのではないかと。ということでございます。水産の国の政策として、ここは農業等とは違って、県をまたいで魚というのは泳いでいく種類がたくさんあるわけでございます。こういうものについては国がそれなりの管理なり支援をしていかないと、ここはどんどん減少していくということの心配が出てくるわけでございます。

これまで1つは先ほど角特別委員からもあったように、種苗の放流でございます。先ほど資料の5ページにもございますように、税源移譲によって平成18年からは種苗の生産なり放流については各県にすべて渡してしまった。ですから国は一切それについては関与しないというところがございます。これまでそれだけの広域種についての種苗放流が行われてきたことによって、今、要は栽培については資源的にはいい状況にあるという評価があるわけでございます。

もう一点は、本年度で終了いたします資源回復計画です。これも広域種を対象にして、

複数県がまたがるようなものの管理については、国が資源回復計画の制度に基づいてこれまで漁業者の話し合いに基づきながら管理を行ってきた。例えば瀬戸内海のサワラの資源については平成10年には相当程度低くなって、漁獲は196t、約200tぐらいまで下がってきたわけですが、これを約10年資源回復の取組みを11県の漁業者が取り組んできたことによって、昨年度は1,400tを超えるということで7倍ぐらいまで漁獲量を上げてきているわけでございます。

しっかりと県単位で行っていくという取組みは、サワラの資源もこれは香川とか愛媛で産卵をして、そこで入ってくる親魚の漁獲制限をし、そこでまた産卵をして稚魚をまた漁獲制限していくことによって全体の資源を増やしていくという、非常に広範な、単県だけではできない取組みをしていく必要がある。こういうことを是非、国とても今後、広域種についても種苗放流の問題、資源管理、資源回復の取組みについて対応をしていただきたい。

特に来年度からは資源回復計画が終了を予定して、新たに資源管理指針に基づきます各県段階での資源管理計画を中心にした管理が行われていくということでございます。ただ、そういうものは単県単位であるとか、そういう取組みが中心になっていくものですから、県をまたぐような対応については新しい政策を別途立てていく。これは資源回復計画にあったような休漁支援といった具体的な政策、資源回復に向けての政策を是非、検討いただきたいというのが1点目でございます。

2つ目は先ほどの8ページ、漁業許可制度を始めとする資源管理制度の問題でございます。漁船漁業については2つの面から考えていかなければいけないと思いますが、今回の会議で漁船漁業自体の今後の生産構造の問題は、議論の対象になっているということでございますが、先ほど課長からも先ほど復興のマスタープランの中でありましたように、資源の状況に応じて許可の定数というのは、そこにどう見合わせていくかということは、これは漁業法上も水産資源法上もそのような規定がありますし、それに沿った定数を削減していく場合の補償措置までこの中に書き込まれているところでございます。

資源の実態に応じた全体的な定数というものについて考えていかなければならないという、そういう側面と、もう一方から漁船漁業でありますのは、船齢の高齢化の問題でございます。それだけの経営の厳しさから新しい船ができないで、既に25年、30年の船が相当増えてきている。この船の寿命が尽きれば、漁業から撤退をしていくという実態もあるわけでございます、資源の状況に応じた今の全体的な生産構造になっているかという問題、

もう一方は200海里の資源をどう有効に活用しながら安定供給を図っていくか。こういう面から国としてそろそろ、どれくらいの生産体制というものが沖合の漁船漁業において必要なのかということをしかりと示すことによって、国民に対するそのような議論をしていく段階に来ているのではないか。

そういう中で沿岸との話し合いをしながら、国際的な競争力のあるような漁船漁業にどう今後構築していくかということについての規制緩和についての議論を進めることによって、200海里の中の漁船漁業のしっかりとした生産体制をつくる。そして、それが国際的な対応をしていくような問題についてつながっていく。こういうふうには是非そのような方向について、今回の基本計画の中でお取り上げをいただければと思っているところでございます。

鯨の問題は、この鯨類の資源をどう言えば日本の食料としてという面の問題と、もう一点は鯨による水産資源への影響の問題、生態系を崩しているという問題、どれだけそれが問題を起こしているかということの面からも、是非お取り上げをいただきたいと思っていますところでございます。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

武田委員、お願いします。

○武田委員 今、鯨の話が出たので、私も実はそのことを言いたくて来たんですけども、ちょうど震災があって話をもみ消されてしまっているような感を受けていまして、平成23年2月にシーシェパードの妨害船により、調査捕鯨をやむなく暴力によって切り上げざるを得なかったということで、これはやはり大変なことではないか。

鯨なんですけれども、私は高校の教員を非常勤でしているんですが、今の高校生や大学生は、鯨を食べられるものだという意識がなくなっています。商業捕鯨がなくなってから生まれた平成の子たちですので「鯨って何。昔、父さん、母さんが給食で食べて臭かったって言っているよ。それそんなに食べなきゃいけないの」という意識になってしまっているんです。今、食習慣や食文化を守らなければいけない。クジラは有用な資源だからという話にしていますけれども、持久戦になってしまって、今、食習慣ではなくなっている状態になっていると思うんです。

私は別に習慣だから守れということには別に賛成しない。例えば私どもは着物を来ていませんし、だけれども、私は鯨はどうしても守りたいと思う。というのは今、非常に子ど

もの肥満児、中高年の肥満が国の問題になっていて、食育基本法まで出ている。厚生労働省が2005年の食事摂取基準を新しく決めて、脂の量と中の質まで指定して、こういうものを食べろと言っていてn-3系脂肪酸、n-6系脂肪酸をこう食べろというふうに、そういうものを出している時代になっているんです。よくテレビでおなじみのドコサヘキサエン酸とか、エイコサペンタエンサンという脂肪酸が入っているんです。

私は栄養と看護の専門ですから、そういうものが入っている例えば皆さんおなじみのサバとかサンマだ。それを食べればいいと言うんですけども、実を言うとメタボ検診の指導のときに、私は特定保健指導でメタボの方々を指導しているんですが、サンマは体にいいからと言って食べ過ぎてしまって、中高年は1尾食べると食べ過ぎなんです。脂の量が多過ぎるもので。実は半分ぐらいなんですけれども、いい脂でも半分なんです。そういうことで、いい脂なんだけれども、脂の量が多過ぎるのよねと思いながら食品成分表を見ていって、いい脂で、かつ、ちょうどいい脂の量はなんだろうと見ていったんです。そうしたら鯨の赤身の肉なんです。

鯨の赤身の肉というのはヒレ肉並みの脂の量で、しかもn-3系のドコサヘキサエン酸がサンマよりも含有量が多い。いいものが少しちょうどいいぐらいに入っている。これは日本人の体にいいものなんだから、文化だとか言っていないで、いいものなんだから取り返さなければいけない。日本人の健康がかかっています。

もっと言って私は北海道の漁村の鯨の町のところで、そこは漁師さんたちの話を聞いたので、先ほどの食資源の話ですけども、漁師さんたちが一生懸命魚を追いかけて、さあ大群だ、サンマの大群だ、イカの大群だというところに大きな鯨がぐわっと一飲みして全部さらわれていってしまうけれども、指をくわえて見ている。悔しいと言って怒っているんです。今、とってはいけないから悔しい。

調べましたら、今、世界の鯨たちは20年間野放しになっていて、3%ぐらいずつ増えているらしいんですけども、鯨が食べている魚の量というのは、私たち世界中の人がとっている魚の3~5倍食べているんだそうで、これが20年野放しになっていたら絶対普通に考えたら生態系が崩れてくるのではないかと思います。なので、鯨に泥棒されている。しかも鯨の肉は体にいいと言ったら、ちょうど海外の国ではIWCでは肉食の国々が声を枯らして半狂乱になって鯨を食べるなど言っていて、感情論で議論をやっていますけれども、はっきり言って肉食の国は肉を買ってほしいから、日本人が鯨を食べない方が有利だから言っているのではないかとしか私は思えなかったんです。

私はどちらかと言うと日本の漁師さんに鯨をとってもらって、それを日本人に提供すれば、健康にいいからこの文化を守りたい。学校給食でまずい鯨だったということをずっと聞いていたら、あの時代は水産業の冷凍の仕方が下手だったので、今の冷凍で食べたらずごい美味しいんだという話を聞いたので、でも調査捕鯨の時代ですから目玉が飛び出るほど高くなってしまった鯨はなかなか出会えませんし、買うのも大変なんですけれども、思い切って買ってみました。そして平成生まれの高校生に食べさせてみたら「何これすごいまいじゃん。全然臭くないじゃん」というふうに、すごいおいしいと言って、でも高いから買えないのよと言って、鯨のステーキは物すごくおいしいんです。私もびっくりして、給食のイメージではない。今の水産業のやり方で冷凍したら物すごくおいしいです。

おいしくてどうしてとってはいけないのか。これは健康にいいだから私たちはとりたいたいんですということを、文化とか食習慣と言っていると持久戦で今、20代の子たちは文化がなくなってしまうので言えないから、栄養的にもいいんだということ。それから、先ほど出ましたけれども、水産資源の確保という点で攻めていかなければいけないと私は思っております。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、濱田特別委員、お願いします。

○濱田特別委員 政策体系に関わる話になりますので、若干ここで発言するようなことではないかもしれませんが、どうしても今回のタイトルが新たな水産資源管理体制の下での水産資源管理の強化と題されていまして、発言させていただきたいと思います。

手っ取り早く言えば、産業政策なのか資源政策なのかということです。資源を守るための政策に偏重していっているようなタイトルになっているように思えます。これは世界的な流れではあると思いますし、どうしてもこういったことで国民に理解を求めていくことも承知しておりますけれども、やはりこれは産業をどういうふうに育成していくかという視点で、発信していくべきではないかと思えます。

その意味では須能特別委員あるいは長屋委員がお話いただきましたように、我が日本の資源管理と言われてきたものをしっかりと取りあげることが重要だと思います。私は漁業管理と言う方が適切だと思っておりますが、やはり漁業が継続的に行えるために資源を管理するという内容に置き換えていただきたく思います。

そういう意味でも今回の目次を見ても、決して資源を管理することではなくて、漁場造成であったり資源培養であったり、非常に多岐にわたって環境の分野も記載されて

いる。こういった中身になっているにもかかわらず、どうしても資源管理ばかりが切り取られ、強調されています。この傾向は昨今の漁業政策の議論の問題でもあると思いますが、それを政策立案サイドがお付き合いする必要があるのかと思うのです。

その意味で漁業という成り立ちから考えて、歴史的成り立ち、我が国でやってきたことを1つ誇りに思った上で、今回の整理をしていただきたいなということでございます。

もう一つは、先ほどでていた御意見と重なります。例えば種苗放流において広域資源になっていきますと、海域栽培漁業推進協議会のような連絡体制が必要になるのはわかるのですが、資源管理と栽培漁業が分離したような感覚を持ってしまうわけです。漁業者からすれば、資源を放流して、獲って、管理するという一体的なものですから、栽培と資源管理を分ける意味が良く分からないわけです。

種苗放流、獲るところ、管理するところが一つの管理体系の中にあるという示し方をし、政策づくりをする必要があるのではないかと思います。

これは政策の根拠となる考え方、思想に関わる場所なので、ここでは発言することではないかなと思ったんですけども、どうしても今回の新たな「資源管理体制の下の資源管理の強化」というタイトルが非常に引っかかって、発言させていただきました。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、山下特別委員、お待たせしました。

○山下特別委員 私も今の御意見に賛成といいますか、同じで、ちょっとタイトルといいますか、議論の立て方自体をもう少し工夫すると、もっと国際的なリーダーシップにつながるような議論になり得るのではないかと思いますんですけども、これだけだとすごく狭いところで管理しているという印象だと思います。

海外の論調なんかは、私は限られたところでしか見られていませんけれども、見てみますと日本に対する期待というか、あるいはバッシングだったりするのかもしれませんが、漁業者だけではなくて日本の国民全体がどのぐらい世界の海の資源をつくっているかという、そういう視点で見ている。日本国民がどのぐらい世界の海に依存しているのかということだと、日本の漁業者の方がとっていらっしゃる部分は恐らく半分ちょっとぐらいだと思います。あとは輸入です。そうすると、その輸入の話がこの中に入らないので、一生懸命日本の漁業者の方がこれだけ努力されているんですけども、それ以外のところも依存しているわけで、そういうトータルな視点で例えば資料がつくられていないので、何となく

少し狭いといいますが、せっかく努力されていることが逆に私たちはこんなにやっているのにみたいな視点に見えてしまうところが非常に残念だと思います。

そういう見方で見ますと、例えば海外で輸入しているところの漁業指導をされているとか、いろいろそういう話はあると思うんですけれども、そちらの方までかなり話を広げていかないと、国際的な世論の中で日本がこのぐらい努力しているとか、どんなサステナビリティについてのビジョンを持っているのかということ、恐らく理解されなくて、何でいろんな漁業の人だけが出てきて、私たちはこんなに頑張っているという話になってしまうのかという見られ方をして、とても残念です。とてもいいことをしているにもかかわらず、逆の方に見えてしまうというところがあるのではないかと思います。

ですので、少しこの資料のつくり方、これだと狭いというか、日本の域内だけでどれぐらい守っているかというフレームワークになっているんですけれども、恐らく海外の資料はそうではなくて、日本の国民とか、例えばイギリスだったらどのぐらい依存度が高いのかという、国民ベースの世界の資源の中のシェアという見せ方になっていると思うので、少しそういう視点でも書いていただいて、その中でどのぐらい日本の漁業の方が努力しているのかという見せ方をしていただくと、随分国民の中でも訴えるところが違ってくるかということだと思います。

あと、先ほど環境だけの問題になっているという御指摘に加えさせていただくと、サステナビリティの議論をするときにいつも3つのEというか、エコロジー、エコノミー、消費者のプロフィットという3つで考えていくと、これだけだとエコロジーだけになってしまうので、経済性というところと、消費者がどのぐらいそれによって満足を得ているのか。日本の漁業が世界の消費者に対して、どういう貢献ができていくのかというのも少し考えていただくといいように思いました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、安成特別委員、お願いします。

○安成特別委員 全体的な資源管理というタイトルでこういう話がまとまっているんだと思うんですが、資源管理をする基本的なところで濱田特別委員と同じように、資源を守ることは勿論大事なんです、その資源が何のために守るのかと言ったら、やはり日本国民の食料を安定的に供給し、また、漁業あるいは水産加工全体の食料産業というところの人たちが成り立っていくような産業というか、生活のもとを大切にしていかなければ、最

後には資源があつて人がいなくなったというようなことになってしまうのではないかと思います。

そういう感じでこれを見ていると、資源管理の大切さということがすごく言われるばかりで、その資源管理をどうやってきちんとやっていかなければならないかという、枝葉末節と言つては非常に語弊があるかと思いますが、真面目さゆえに細かいところに行つて、全体が見えなくなっているのではないかというところが一番問題で、そのところがきちんとしていさえすれば、国民全体もそういうことなら守つてやろうかとか、そういうふうになると思ふんです。

議論の立て方として一番大切なものは何かというところを基本的にとつていって、一番大切なところというのは、やはりそこに働く人たちあるいはその食品を食べる人たちで、民主党の政権は命を大事にすると言っているんですから、そのところを基本的人権として守つていくような形にしていきたいなということを感じました。

里海とか環境という日本的なアイデアというのは大変いいものがありますので、そういうものをもう一度見直すということが大切であると同時に、日本人は周りから非常にいろんなことを言われると、対処しようと思つて努力し過ぎのところがあつて、逆に自分のいいところをなかなか主張しないところがありますので、そういうところで捕鯨問題なんかも非常に追い詰められていくようなところがあるので、自分のことは自分で守るんだぐらいの気構えできちんとやっていくことが大切ではないか。ここはそんなことを言う場ではないかもしれませんが、基本的なところはそこの人たちを守ることが大事であるということを申しました。

ちょっと論点はずれているかもしれませんが、よろしくお願ひいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

馬場委員、いかがですか。

○馬場委員 先ほどの方たちがおっしゃった点で、具体的に補強させていただきたいんですけども、4ページの図です。これは今度の資源管理体制の取組みとしてはよくできていると思ふんですが、皆さんおっしゃったように、もっと日本の管理の先進的な部分というのを強調するという意味では、例えば公的規制の中の漁業権行使規則であるとか、そもそも漁業権制度自体であるとか、自主的資源管理というところこそが日本の漁業管理、資源管理が世界的にも認められつつある中心点なわけです。

例えば世界水産学会であるとかOECDなどでも、漁業権であるとか自主的な資源管理の

日本の取組みについては、非常に高い評価を得てきているところですので、その点をもう少し強調するようなアピールを水産庁から発してほしいというのと、いまだに国内で誤解を受けているのは、大手のマスコミの一方的な日本の漁業管理はなっていないんだという、一部の方が発言されるのがたびたび取り上げられるものですから、相変わらず皆さんそう思われていて、そのことは水産庁としてもっと、我々もやらねばならないことなんですけれども、いかんせんマスコミの都合なものですから、なかなか出られないので、是非その点を水産庁として積極的にPRしてほしいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の水産基本計画に関する審議でございますが、少し水産庁の事務局の方からお答えなり何か対応があれば手短かに。一つひとつにお答えをしていると時間がなくなります。それで、次回以降、恐らく事務局の方は次回その話をしようと思っていたんだという論点が結構あると思うんです。そういったようなこともまとめて、まとめをしていただければ、お願いします。なければ私が言います。

○企画課長 多くの論点をいただきましたけれども、特に一言ちょっと申し上げたいんですが、今日所用で栽培養殖課長が欠席しておりますけれども、広域種の栽培漁業の関係、放流の関係でございます。

これは資料の説明の際にも御説明しましたが、三位一体改革ということで国と地方の役割分担ということで、この点に関してだけではなくて、国と地方はどういう役割をするかという全体的な重い議論の中で役割分担したということでございます。ですから、この枠組みを変えるとというのは非常に今の国家の国と地方の在り方の中で厳しいものがあるということで、基本的には都道府県に頑張っていただくということだろうと思います。

ただし、その中で単発でやっているのではどの県が得するかとか、そういった話もあり得るわけですし、それが効率的に種苗をつくるか放流するという話もどうやればいいのかというのは単発で考えるよりは、やはり広い範囲で議論した方がよいのだろうという客観的な事実はあるということで、協議会をつくってございますので、国としましてはこういうところで議論あるいは調整がきちんと進むように、努力をしていくということだろうと思っております。ここは国と地方の在り方ということについて、これだけではなく、全体の議論の中で整理されたという重さは、御理解いただく必要があるかと思っております。

長屋委員から指定漁業の許可の関係でも御意見があったかと思いますが、指定漁業に関

しては漁業法で現在、水産動植物の繁殖保護あるいは漁業調整その他公益に支障を及ぼさない範囲で、当該指定漁業を営む者の数、経営その他の事情を勘案して許可すべき隻数を公示しているということで、法律にのっとって現在やっております、言うまでもないことですが、その際に公示隻数については配慮して隻数を削減しているという実態がございます。法律で勘案事項がきちんと書き込まれている。それも当然のことながら、そのときどきの状況をきちんと見た上でやるということだと思いますけれども、次回の更新に当たっても法律にのっとって、適切に運用していくというのが我が方の立場でございます。

○水産庁次長 大変多くの意見をいただいて、ありがとうございます。私個人的にはサンマ1匹は食べ過ぎだと言われたのはショックだったんですが、いろいろいただいた御意見、特に今後の案をつくるときに、いろいろ考えさせていただきたいと思いますし、特に多くの方々から出た意見として、伝統的な漁業管理についての認識なり記述なり、その成果についての広報が足りないといったことについては、そういうことは確かにそうではないかなと思いますし、基本的なアプローチとしてやはり共通した意見として出てまいりました漁業者、人があっての水産業であるという部分について、この点についても共通した意見だったと思います。その点のどういうふうに記述に工夫するのかということは、考えさせていただきたいと思います。

大変いろいろな意見がありまして、またこの記録を見直してみても、事務局の方で整理させていただきたいので、今日のところはそれで御容赦いただきたいということでございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、水産基本計画の関係はこれまでとして、これで終わりではございませんで、実は次がございます。

平成23年度の水産白書の作成方針等について、事務局から説明をお願いします。

○企画課長 それでは、資料3をお開きいただければと思います。白書の作成方針等についてお諮りさせていただきたいと思います。

23年度水産白書の位置づけでございますけれども、これは水産基本法に基づきまして毎年国会に提出することで義務づけられたものでございます。例年5月中下旬に提出している状況でございます。

内容としましては23年度の水産の動向、23年度に講じた水産施策、24年度に講じようと

する水産施策というものを提出することになっております。

その中で毎年、特集ということでテーマを決めてやっているところでございますけれども、水産庁としましては今年は何と言っても東日本大震災という非常に重いテーマがありますので、東日本大震災についての水産業の復旧・復興に向けた課題というものを、特集のテーマにすべきではないかと考えております。

前回の白書では、冒頭に23年度の5月16日時点までの状況を記述してはいますが、それ以降も被害額等々はるかに大きな額になっておる状況もありますので、総括することを含めて、来年は東日本大震災の水産に及ぼしている影響についてきちんと整理した上で、各地域あるいは各業界による復旧・復興の取組みを紹介する。更に水産業の復旧・復興に向けた課題・対策について考察するといったことを、テーマにさせていただきたいと考えております。

御参考までに申し上げます、森林・林業白書につきましては東日本大震災からの復興に向けてという特集テーマについて、7月の段階で林政審にお諮りして御了承いただいている状況と聞いております。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ただいま説明がございましたとおり、白書については東日本大震災を中心に作成したいという方針案でございますけれども、皆様から御意見あるいは御質問などはございませんでしょうか。野崎特別委員、どうぞ。

○野崎特別委員 ずっと東日本大震災でくぐられますけれども、もはや状況としましては福島の原子力発電所災害は別個の問題として両立して議論していただかないと、すべての施策に通じないものと考えられますので、是非原子力災害の方も1項目、言葉として入れていただきたいと思います。

○山下部会長 ほかにはいかがでしょうか。

作成方針全般だけでなく、特集テーマの中で取り扱うべき内容などについても御審議いただきたいのですが。須能特別委員、どうぞ。

○須能特別委員 今回の震災で漁業と、それに追従する加工流通業を一体でやらないと復興にはならないんだということが、皆さん初めて気がついたと思います。それは歴史的になぜこのような海上重視の思想に日本はなってしまったのか。そういうものの背景をきちんと認識していただくことが重要だと思います。日本の明治以降の水産業の経緯、そうい

うものを歴史的な意義を含め整理して欲しい。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいですか。武田委員、どうぞ。

○武田委員 トピックスがなくなるということだそうなんですけれども、そこに先ほども出ていました鯨のことなどは載っていましたので、是非コラムの方で絶対に取り扱っていただいて、栄養のこともちょっと触れていただきたい。

誤解があったようなのでもう一回言いますけれども、サンマ1匹多いというのはメタボ検診に引かなかった方の対象者さんに言っている言葉であって、健康な方でお腹の周りが脂肪であふれていない方は1尾でもいい。ただ、毎日食べてしまうと1尾が大体320kcalぐらいありますから、今のサンマはかなり脂が乗っていますので、毎日ちょっと遠慮していただきたいですけれども、メタボ検診の方に半分と言っています。

○山下部会長 ありがとうございます。活発な御議論ありがとうございました。

本日予定しておりました議事についてはこれで終了いたしますけれども、この機会にもし委員の方からそれ以外の何かがありましたら。寺島委員、どうぞ。

○寺島委員 これは要望なんですけど、一つひとつの発言に対してお答えをいただきたい。つまりせっかくこういう場ですから、水産庁のお考えをお伺いしたくて発言しているわけで、ですから言いつばなしになってしまいます。

○山下部会長 ありがとうございます。

時間の制約もございますので。私の知る限りでは皆さんからいただいた御意見というのがエクセルなどの一覧表になって、その中ではこれについてはこういうふうにするという一覧表をつくっておられますので、また次回以降、適切なときにそのお答えというのは開示していただけるものだと思っております。御意見ありがとうございます。

それでは、次の企画部会の開催日程について、事務局から御連絡をお願いします。

○企画課長 前回の企画部会でお示ししましたけれども、今後も月に1～2回程度のペースで企画部会を開催してまいりたいと考えております。

次回の企画部会ですけれども、意欲ある漁業者の経営安定の実現、多様な経営発展を可能とする生産構造の確立という2つについて、御審議いただきたいと考えております。その際には水産関係団体に関することも含めて御審議いただくようにしたいと考えております。

日程につきましては9月下旬から10月上旬ごろを考えておりますけれども、各委員、特

別委員のスケジュールをお伺いして、調整した上で御連絡を申し上げたいと考えております。

この部会で現地視察を予定しておりまして、時期につきましては次回の企画部会が終了した後、10月中旬以降で、場所につきましては長崎県を考えております。被災地の視察も考えたんですけども、大人数での視察にもなりますので、やはり現地の負担を現状考慮せざるを得ないと考えておりまして、事務局案としましては、今回は水産業について先進的な取組みが多い長崎県がよいのではないかと考えて判断した次第でございます。

以上でございます。

○山下部会長 視察の時期は10月下旬ということですが、場所が長崎でどうかという事務局からの提案でございますけれども、何か御意見などございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○山下部会長 それでは、事務局には長崎の方で進めていただきたいと思います。

ほかに何もございませんようでしたら、以上をもちまして本日は閉会といたします。どうもありがとうございました。

